

平成27年1月20日

保護者の皆様へ

千早赤阪村立千早小吹台小学校  
校長 山下 桂 滋

## お知らせ

厳寒の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育推進のため、何かとご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日、本校では5年生が学級閉鎖になりました。また、全国的にもインフルエンザ(弱毒性)が急増しているとの情報も伝えられております。

つきましては、以前にもお知らせしましたが、感染予防の観点から、保護者の皆様には、再度ご確認をお願いいたします。

### 記

#### ○ 登校時の確認（学校保健安全法施行規則による）

インフルエンザの出席停止期間は、以前は「解熱した後、2日を経過するまで」でしたが、タミフル、リレンザなどの抗インフルエンザ薬が使われるようになり、感染力がまだある段階で解熱後2日を経過してしまうこともあり、感染拡大を防ぐために「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」（なお、幼児については解熱後3日を経過するまで）と改められました。

つきましては、今後、右「登校許可願い」をご提出いただきます際、**発症後、5日の経過**をご確認いただきますようお願いいたします。

#### ○ 登校許可について

従来、インフルエンザ（弱毒性のもの）による出席停止の際、医療機関に治癒証明（学校感染症に関する「医師の意見書」）を発行していただくことを再登校の要件としておりましたが、医師が再登校を認めた場合、その旨を学校にご連絡いただければ登校を許可することになりました。その際、「医師の意見書」の提出は求めませんが、確認のため「登校許可願い」（右の様式）をご提出いただきますようお願いいたします。なお、「医師の意見書」が発行された場合はご提出いただきますよう合わせてお願いいたします。

なお、インフルエンザ（弱毒性）以外の法定感染症については、法律で「医師の意見書」の提出が求められておりますのでよろしくお願いいたします。

## 登校許可願い

ーインフルエンザ（弱毒性）による出席停止用ー

インフルエンザ（ ）型に罹患し、下記の期間、治療休養していましたが、医師の登校許可が出ましたので、本日より登校の許可をお願いします。

（ ※ 医師の証明は必要ありません。 ）

\* 罹患期間      月      日 ～      月      日

\* 医療機関名

千早赤阪村立千早小吹台小学校長 様

平成    年    月    日

年    児童名

保護者名

印

※ 感染拡大防止のため、発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまでは出席停止となります。